

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
輸送業務において必要な輸送具及び積荷に対する発着状況把握の技術援助に係る役務	調 達 要 求 番 号	2 K Y 0 1 A 0 0 0 6 2
	仕 様 書 番 号	1 0
	調 達 要 求 年 月 日	令 和 4 年 9 月 2 1 日
	作 成 部 課	輸送学校研究部
	作 成 年 月 日	令 和 4 年 9 月 1 2 日
<p><b>1 総則</b></p> <p>1.1 適用範囲 この仕様書は、輸送業務において必要な輸送具及び積荷に対する発着状況把握の技術援助に関する役務（以下，“本役務” という。）について規定する。</p> <p><b>2 技術援助に関する要求</b></p> <p>2.1 実施場所 本役務の実施場所は、陸上自衛隊朝霞駐屯地とし、細部は官側との調整による。</p> <p>2.2 役務実施期間 役務実施期間は、契約日から令和4年12月23日（金）とし、細部は官側との調整による。</p> <p>2.3 本役務の内容</p> <p>a) オフライン状況下での発着状況の把握を目的とした、RFIDリーダー及び解析ソフトウェアによるRFIDタグへの情報書き込み及び設定・操作支援契約の相手方が準備するRFIDタグ、RFIDリーダー及び解析ソフトウェアを使用した、オフライン状況下におけるRFIDタグへの情報（輸送具及び積荷の発着状況等）の書き込み・取得を可能とする解析ソフトウェアの設定・操作支援を実施する。</p> <p>b) 今後の陸自業務システム（補給管理機能）との連携に関する提言・提案 提言・提案内容については、c)の役務結果報告書に記載するものとする。提言・提案内容は、a)の検証結果を踏まえた陸自業務システム（補給管理機能）への機能改修内容を含めるものとし、また、改修に必要な見積も含めるものとする。</p> <p>c) 役務結果報告書の作成 検証結果及びb)に示す提言・提案を記載した、役務結果報告書を作成し官側に提出するものとする。なお、提出要領の細部は3.3項に示す。</p> <p>2.4 役務実施者の資格等 役務実施者は、2.3に示す役務を実施するにあたり、RFIDタグ、RFIDリーダー及び解析ソフトウェア等の操作・設定等に関する専門的技能、陸上自衛隊の輸送業務及び陸自業務システム（補給管理機能）に関する知見を有する者とする。</p> <p>2.5 使用器材等 役務で使用する器材等は、契約の相手方が準備する。また、使用器材等の輸送及び回収についても契約の相手方が実施する。</p> <p><b>3 その他の指示</b></p> <p>3.1 保全</p> <p>a) 各駐屯地への立入りに際しては、当該駐屯地を管理している駐屯地所定の立入り手続きを行う。</p> <p>b) 契約の相手方は、本契約の履行に当たり、直接又は間接に関わらず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、別途利用その他公表などは、防衛省の承認なく行ってはならない。また、本契約終了後も同様とする。</p>		

### 3.2 官側の設備等の使用

官側の設備を使用する場合は、当該実施場所の許可権者の許可を得て、官側の設備を使用することができる。なお、契約の相手方が本役務のための当該駐屯地等への立入り手続きなどに関しては、当該駐屯地等の定めるところによる。

### 3.3 提出書類

契約の相手方は、下記の表に示す書類を官側に提出する。

提出書類	部数	書式	提出時期	提出先
役務結果報告書	1	任意	令和4年12月23日	輸送学校研究部

### 3.4 仕様書に関する疑義

この仕様書の内容について疑義が生じた場合は、速やかに官側と協議するものとする。